

利用上の注意

この報告書は、平成 27 年 10 月 1 日に実施した平成 27 年国勢調査の従業地・通学地による人口・就業状態等集計結果をとりまとめたものである。

1 本報告書のデータの取り扱い

(1) 年齢は、平成 27 年 9 月 30 日現在による満年齢である。

(2) 本書で用いている符号は、次のとおりである。

「—」 …………… 皆無又は該当数値なし

「…」 …………… 不詳

「△」 …………… 負数（減少）

「0.0」 …………… 0.05 未満

「0.00」 …………… 0.005 未満

「x」 …………… 秘匿地域

秘匿する数値がある行は、全て「x」表示とし（面積は除く）、他の地域（イタリック体の地域）に合算している。

(3) 区市町村の面積

人口密度の算出に用いた区市町村別面積は、国土交通省国土地理院が公表した平成 27 年 10 月 1 日現在の「平成 27 年全国都道府県市区町村別面積調」による。また、一部境界未定のため、総務省統計局において面積を推定している。

(4) 町丁・字の面積

町丁・字の面積は、当該区市町村の報告（小数点以下第 3 位を四捨五入し、小数点以下第 2 位まで表示）により表示した。

なお、町丁・字の面積は、河川敷など面積不明の区域は除いているため、町丁・字の面積の総和は、区市町村の総面積と必ずしも一致しない。

2 地域別の流入・流出人口の集計

流入・流出人口においては、「東京都総数」「区部」「市部」「郡部」「島部」の数値は、地域内移動者を含まないため、該当地域内区市町村の数値の合計とは一致しない。

また、「市部」「郡部」「島部」については 15 歳以上就業者と 15 歳未満を含む通学者を集計した。

(例) 千代田区が常住地で中央区が従業地の場合の集計

- ・千代田区では流出人口、中央区では流入人口として集計される。
- ・区部の地域内での移動のため、「区部」では留まる人口として集計される。

3 各統計表についての注意

(1) 第1表（就業者：全年齢、通学者：全年齢）

昼間・常住人口の総数については年齢・労働力不詳を含む。

(2) 第2表（就業者：15歳以上、通学者：全年齢）

昼間・常住人口の総数については年齢・労働力不詳及び15歳未満就業者を含む。

(3) 第3表（就業者・通勤者：15歳以上、通学者：全年齢）

就業者・通勤者については15歳以上、通学者については全年齢を集計した。

(4) 第4表（通勤者：15歳以上、通学者：全年齢）

流入・流出人口については15歳以上通勤者及び全年齢通学者を集計した。

(5) 第5表（通勤者：15歳以上、通学者：全年齢）

流入・流出人口については15歳以上通勤者及び全年齢通学者を集計した。

再掲については、埼玉県・千葉県・神奈川県の記事町村の上位25市までを掲載した。

(6) 第6表（通勤者：15歳以上、通学者：全年齢）

区部と他地域との流入・流出人口については15歳以上通勤者及び全年齢通学者を集計した。

表章地域の各「地方」の範囲は次のとおりである。

「北海道・東北地方」……………北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、
福島県

「関東地方」……………茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県

「北陸地方」……………新潟県、富山県、石川県、福井県

「中部地方」……………山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県

「近畿地方」……………三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

「中国地方」……………鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

「四国地方」……………徳島県、香川県、愛媛県、高知県

「九州地方」……………福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、
沖縄県

また、再掲については、埼玉県・千葉県・神奈川県の記事町村の上位25市までを掲載した。

(7) 第7表

ア 同一区市町村の組み合わせは、当該区市町村内において通勤・通学する者を表す。

イ 「従業地・通学地」の「総数（全国）」は、[従業・通学市区町村「不詳・外国」]及び[従業地・通学地「不詳」]を含む。

ウ 「第7表の1」及び「第7表の2」については、自宅就業者は含まない。

(8) 第8表（就業者・通勤者：15歳以上）

地域、産業（大分類）別昼間・常住就業者及び流入・流出通勤者については15歳以上

通勤者を集計した。また、「市部」、「郡部」、「島部」の各地域区分については、産業（大分類）別の流入・流出人口は集計していない。

(9) 第9表（就業者・通勤者：15歳以上）

「市部」、「郡部」、「島部」の各地域区分については、当該地域の年齢（5歳階級）別の流入・流出人口を集計していない。

(10) 第10表（全年齢）

常住人口は、平成27年国勢調査の結果である。

昼間人口は、国勢調査では、従業地・通学地別の就業者・通学者数を区市町村単位のみ集計しており、町丁・字別には集計していないため、次の方法により推計した。

昼間人口を、「就業者」、「通学者」、「従業も通学もしない者」の3つに分け、「就業者」については「平成26年経済センサス基礎調査」から、「通学者」については「平成27年学校基本調査」からそれぞれ按分比を求めて計算した。また、「従業も通学もしない者」については、「平成27年国勢調査 東京都区市町村町丁別報告」で作成した全年齢人口の「従業も通学もしない者」及び「労働力状態「不詳」」を合算した。

按分にあたっては小数点以下を四捨五入しているため、町丁・字等別昼間人口の計は、必ずしも区市町村別昼間人口と一致しない。